

令和 5 年度
宮崎市内部統制評価報告書

内部統制評価部局【総務部 市役所改革推進課】

宮崎市長 清山 知憲は、地方自治法第 150 条第 4 項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

宮崎市長 清山 知憲は、宮崎市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、宮崎市においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「宮崎市内部統制に関する方針」（令和 2 年 4 月 1 日制定。令和 4 年 4 月 1 日改定）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務及び情報管理に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

宮崎市においては、令和 5 年度を評価対象期間とし、令和 6 年 3 月 31 日を評価基準日として、ガイドラインの「Ⅳ 内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務に関する事務及び情報管理に関する事務に係る内部統制の評価を実施いたしました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施したところ、令和 5 年度における内部統制の評価につきましては、次のとおり判断しました。

ア 全庁的な内部統制について

整備上及び運用上の不備は確認されなかったことから、有効に運用されていると判断しました。

イ 業務レベルの内部統制について

財務に関する事務については、整備上の不備は確認されなかったものの、運用上の重大な不備が 3 件確認されました。

情報管理に関する事務についても、整備上の不備は確認されなかったものの、運用上の重大な不備が 1 件確認されました。

このため、令和 5 年度の本市の内部統制は、有効に運用されていないと判断しました。

4 不備の是正に関する事項

上記業務レベルの内部統制に係る運用上の重大な不備 4 件については、それぞれ以下の通り是正を行いました。

ア 施設へ支払う給付費の減価償却費加算について、受給要件に該当しない施設に対して加算していたことを覚知していたにもかかわらず、返還請求を行っていなかった事案について、今後同様の不備を防止するため、受給要件を満たしているかの確認を厳重に実施するほか、受給要件に該当しないことを覚知した場合は、過払いの有無について精査するとともに、速やかに返還を求めることを徹底することといたしました。

イ 平成 30 年度から委託している事業において、国の通知により消費税の課税対象事業であることが明示され、委託事業者に対して、過去 5 年分の消費税及び延滞税等相当額の追加負担が生じた事案について、今後同様の不備発生を防止するため、非課税事業として扱うものについては、その根拠法令等を確認し、必要に応じて所管省庁へ照会することといたしました。

ウ 市の施設を利用している業者に対して、施設の電気使用料が一部未徴収となっていた事案について、今後同様の不備発生を防止するため、施設の使用状況等に変更がある場合は、届出書類等の複数職員によるチェックと課内での情報共有の重要性を周知し、今後徹底を図ることといたしました。

エ 新型コロナウイルスワクチンの初回接種の未完了者への案内を、初回接種を他自治体で受けた後に本市に転入された方に誤って送付した事案について、今後同様の不備発生を防止するため、対象者のデータを作成する場合は、あらかじめ数量を想定し、各手順の段階で抽出データの確認を複数人で行うほか、作業マニュアルの整備を行うことといたしました。

そのほか、財務に関する事務のうち、頻発している過大徴収・過少徴収に関する不備については、各所属におけるチェック体制整備の徹底のほか、要注意事例の共有、事務処理マニュアルの作成を行うなど、再発防止に向けた取組を進めています。

また、全庁的な取組として、各所属において不備の未然防止により一層取り組むことができるよう、同年度内に同様の事務処理誤り等があった部署に、実効性のある再発防止に繋げるためのヒアリングを実施し、その情報を全庁に共有しました。

さらに、その結果を受けて、異動後の不慣れな事務処理が行われる時期であり、繁忙期にもあたる 4、5 月において、事務処理誤り再発防止を啓発する通知を全庁に発出することで、不備の防止に努めています。

令和 6 年 7 月 9 日

宮崎市長 清山 知憲